第二の二中「盛り込むことが望ましい事項は別表第二」を「おいては、別表第二の二の項」に、「とし、このうち同表三の項」を「、同表三の項」に、「見込みに関する事項」の下に「及び同表四の項に掲げる事項」を加え、「方策に関する事項及び同表四の項」を「方策に関する事項及び同表五の項」に、「とする」を「とし、同表一の項に掲げる事項、同表六の項に掲げる事項及び同表七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする」に改め、同二の3を次のように改める。

4　指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第二の目標達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

第二の二の2を3とし、同二の1の㈠中「意向等」を「意向、心身の状況等」に改め、同1を同二の2とし、同2の前に次のように加える。

1　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、第二に即して目標を設定する。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

第二の三中「盛り込むことが望ましい事項は別表第四」を「おいては、別表第四三の項」に、「とし、このうち同表四の項」を「、同表四の項」に、「事項及び」を「事項、」に改め、「同表六の項に掲げる事項」の下に「及び同表七の項に掲げる事項」を加え、「並びに同表七の項及び八の項」を「、同表八の項に掲げる事項及び同表九の項」に、「とする」を「とし、同表一の項に掲げる事項、同表二の項に掲げる事項、同表五の項に掲げる事項、同表十の項に掲げる事項及び同表十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする」に改め、同三の5を次のように改める。

6　区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第二の目標達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

第二の三の4を同三の5とし、同三の3中「こうした取組を効果的に実施するためには、地域の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者等を含めた自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要である。」を削り、同3の㈠中「の施行」を「による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の改正」に改め、同3の㈢中「の施行も踏まえ」を「を踏まえ」に、「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同3を同三の4とし、同三の2を同三の3とし、同三の1の㈠中「新たに創設された」を削り、同1を同三の2とし、同2の前に次のように加える。

1　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、第二に即して目標を設定する。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

第二の四の1中「ことから、平成二十三年度中に作成することが必要である」を削り、同四の4中「二の1の㈠」を「二の2の㈠」に改め、同四の5中「望ましい。」の下に「なお、当該方針の策定は、一から三までに準じて行うものとする。」を加え、第二を第三とし、第一の次に次のように加える。

第二　障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

二　入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者（入院期間が一年未満である者をいう。以下同じ。）の平均退院率（ある月から連続した十二月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を十二で除したものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院した者のうち、六十五歳以上であって五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年度における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年度における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

またこれと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

三　福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十六年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成十七年度の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年度末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。